

令和4年豊能町議会12月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和4年12月9日（金）

豊 能 町 議 会

令和4年豊能町議会12月定例会議
福祉教育常任委員会

年月日 令和4年12月9日(金)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

高尾 靖子 池田 忠史 吉田 正子
永谷 幸弘 永並 啓 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 管野 英美子(議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	川村 哲也	教育長	森田 雅彦
保健福祉部長	小森 進	保健福祉部理事兼健康増進課長	浅海 毅
住民部長	大西 隆樹	こども未来部長	入江 太志
総務部長	仙波英太郎	福祉課長	中谷 匠
保険課長	岡本めぐみ	住民人権課長	石井 慎子
教育総務課長	千歳あや乃	義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明	生涯学習課長	寺倉 義浩

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 田中 尚子

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和4年豊能町議会12月定例会議付託案件について

- ・ 第50号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- ・ 第51号議案 豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件
- ・ 第53号議案 財産の無償貸付について
- ・ 第54号議案 指定管理者の指定について
- ・ 第55号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）
- ・ 第56号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- ・ 第57号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第1回）の件
- ・ 第58号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（高尾靖子君）

皆様おはようございます。

連日、御苦労さまでございます。

いよいよ寒さも厳しくなってきましたが、コロナの関係やインフルエンザなど、大変増えていく状況にありますけれども、どうぞ皆様もお気をつけて、この議会を乗り切っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。それでは、令和4年豊能町議会12月定例会議、福祉教育常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で委員間の距離を取るため、通常の席から変更をしております。

皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のまままでお願い致します。

また傍聴につきましては、スペースの関係上、第1会議室にて音声傍聴の形を取らせていただきますので、ご了承願います。

委員会開会にあたりまして、副町長よりご挨拶がございます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

委員の皆様おはようございます。

副町長の川村でございます。

令和4年12月定例会議、福祉教育常任委員会に当たりまして、理事者を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参会を賜りまして、ありがとうございます。

まずは、今月、12月6日、7日の一般質問、大切な議会日程を、町長の急な入院と

いうことによりまして、日程を変更し、延期させていただいた件につきまして、本当に申し訳ございませんでした。

本日もですね、町長欠席の委員会開催ということになります。

大変申し訳ございません。

何とぞ御理解を賜れば、というふうに思っております。

また、あわせまして、町長が発するフェイスブック、ちょっと時間がはっきりわかりませんが、2本、出ておりました。ただ、これが一部事実誤認の部分がありました。

このため、私のほうから直ちに塩川町長のほうに連絡をとらせていただきまして、この2つのフェイスブックにつきまして、直ちに削除するようということで、お願いをいたしました。

今先ほど、フェイスブックにつきましては、削除させていただきました。

本当に議会の皆様に、このようなことになりまして、大変申し訳ございません。

本日の福祉教育常任委員会に付託されました議案、第50号議案、第51号議案、第53号議案、第54号議案、第55号議案の関係部分及び第56号議案から第58号議案に対しまして、丁寧に、理事者のほうから説明をさせていただきますので、御慎重に御審議賜り、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

小森保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

保健福祉部の小森でございます。

冒頭でございますけれども私のほうから、このたび発生いたしました新型コロナワクチンの誤接種につきまして、報告をさせていただきます。

S i d e B o o k s の福祉教育常任委員会のフォルダの中ですね、本日、12月9日のフォルダ内の「20221209、【豊能町】新型コロナワクチン誤接種について」のファイルを参照くださいませ。

よろしいですか。

はい。

内容につきましてでございます。

本町国民健康保険診療所におきまして、ファイザー社製ワクチンの取り扱いとして定められてございます、冷蔵時の保存期間を超過したワクチンを用いて町内在住の2名の方々に誤接種した事案が発生したものでございます。

このような事態を招きまして、ご本人様にはもとより、関係者の皆様にも多大なる御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げますとともに、今後再発防止に取り組んでまいります。

このたびは、大変申し訳ございませんでした。

それでは、概要説明等につきまして、岡本保険課長より御説明申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

事案の概要について説明させていただきます。

資料に沿って説明させていただきます。

このたび、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、本町の国保診療所におきまして、被接種者2名の方、こちらは、1回目接種のときにですね、冷蔵保存期限

を25日間超過してしまったワクチンを11月10日に接種したという事案が確認されました。

12月1日に同被接種者の2回目の接種の準備を行っていた際に、使用予定のワクチンが冷蔵保存期限を超過しているということに気がつき、超過した日数から、同じ入荷日のワクチンを使用していました同被接種者の1回目接種の時点で、冷蔵保存期限を既に超過していたということが判明したものでございます。

これまでの対応といたしまして、判明しました12月1日、本町から被接種者の方々には、経緯を説明しておわびを申し上げ、了承を得ております。

なお、両名様とも、健康被害は発生しておりません。

現在2回目の接種につきまして調整を行い、うち1名の方は12月8日、昨日ですが、2回目の接種を終えております。

再発防止策としまして、診療所内、保険課で検討しまして、ワクチン発送直後、ワクチン発送時に提供されている情報提供シートに、ワクチンの有効期限と冷蔵保存期限を区別できるように記載し、ワクチン保管容器に貼付するとともに、使用前にも、複数のスタッフにて、ワクチンの有効期限内であることかつ、冷蔵保存期限内のワクチンであることを再度確認してから使用いたします。

今後も安全安心な接種体制の構築に努めてまいります。

このたびは申し訳ございませんでした。

○委員長（高尾靖子君）

今の御報告の件で何か御質問ございますか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

問題はその安全性はどのようにして、何

ていうのかな、判明したっていうのか、それは、確認はどうしたんですか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、このワクチンについて、期限を超過した場合の安全性または有効性につきましては、明確なデータというものが公表されておられません。

これにつきましては、ただ少ないながらも、事例として、同様のケースがありまして、一般的な対応としましては、この内容であれば、1回目の接種として取り扱われているという、対応が一般的であるということを確認いたしました。

内科の医師と、この内容も踏まえて相談しまして、ワクチンの有効性もしくは安全性が、その期限を超過して直ちに、一気に全てなくなってしまうというものではないというふうに判断しまして、このような対応とさせていただいております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

要するに、説明されたんですよね。被接種者にね。

被接種者、接種を受けた方は、何らかのその説明で納得しはった。だから納得する説明は、どんなもんだったですかとお聞きしたい。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

先ほど申し上げておりましたけれども、町内の在住の方2名ということになってございます。

2名のうち1名の方につきましては、実は12月1日の2回目接種の時間にかなり早

く、診療所にお越しただいておられるようでして、直接、担当医師のほうから、ご家族の方も1名、一緒にこられたようなんですけれども、対象者の方と、ご家族の方2名に、この内容について説明を申し上げまして、了解を得ております。

もう1名の方につきましても、事前にかかっておりましたので連絡にてですね、本日ちょっと接種ができないという旨もお伝えした上で、この内容について同様に、御説明を申し上げまして、先ほど冒頭で岡本課長の説明ありましたように、了承を得ているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

了承を得ている言うたってね、こうでしたと事実はね。

「了承をしてくださいね」、「分かりました」では、了承とは、言えへんのとちゃう。

そのワクチンがね、多分ですよ、僕、詳しくは知らないけど、何ていうのかな、遺伝子のあれで作られているんですよ。

中身が空っぽやと、外見の足の部分だけができています。

だからもし、何らかのことがあっても、その中にあるコロナウイルスのね、中身はないから大丈夫なんですっていう、そういう説明はしたのか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

先ほど、委員おっしゃったような内容につきましてもですね、御説明申し上げております。

先ほどちょっと説明がなかったのかもし

れないんですけれども、ワクチンがどういう内容になっていますかと申し上げますと、各医療機関に、冷凍の状態で、ワクチンのバイアルが持ち込まれます。

その中で各医院につきましては、普通の冷蔵庫と同じなんですけど2度～8度の間の中の冷蔵庫で保管することになっております。

冷凍から冷蔵に戻しますと、そのバイアルにつきましては、そこから1か月以内の有効期限が定められております。

つまり、先ほど申し上げていますとおり、1か月を超えたワクチンについて、今回接種があったということになります。

先ほど岡本課長が申し上げましたとおり、本町のですね、診療所の内科の医師、それと大阪府にも確認をいたしまして、そういった同様のケース、どのような対応があるかということをお尋ねしますと、直ちに30日を超えたからといってですね、そのワクチンについての有効性がなくなるものではないということがまずあるということと、それよりもその打った後の健康状態を観察することと、直ちに2回目については、接種を正しくするということが対応することによって通常なっておるようですので、本町につきましても、同じような対応をとらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

安全性がね、もしね、これがこうだったとしても、これは遺伝子の何とかいう、作り方がね、例えば、卵から作っていくワクチンじゃなしに、このように作られているから、仮にこうなったとしても、実害はないんですっていう話はしてないの。

これ、卵から作ったじゃないんですよね。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

ワクチンの生成のことについては御本人さんには説明はしてございませんけれども、先ほどの有効性の問題でありますとか、直ちに2回目をお受けいただきたいという旨についてお伝えしております。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

何ていうか、事例がないってさっき言ってたね、同様のケースはないって言ったのに、あんの、あって、その人たちがオーケーやったからあんたも大丈夫ですと、そういうわけ。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

ちょっと先ほど申し上げたことと重複してしまいますけれども、当然担当の私も内科の医師もそうですし、大阪府のほうにもですね、こういう事例で、どういったものなのかということをお聞き合わせをさせていただいております。

ですので事例が、今回私どもが全国で初めてということではなくてですね、こういったことは起きてはいけないんですけれども、全国に数例ございまして、それと同様にならわしてもらったということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

比較的ね、根拠はなしに言ってるだけやね、例をもって言ってるだけやね。それを

納得しはったわけやね、そういうことやね。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

そうですね先ほどもちょっと何回も申し上げることになりますけれども、当然医師も、いろいろ文献等を見ますし、事例としても、大阪府にお尋ねをしているということも踏まえまして、ご本人さんにお返ししたということでございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに。

はい。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

起こってしまったことはこれから再発防止に努めていただきたいんですけど、これが起こったときに、豊能町内の各診療所が、どのような管理をしているのか。

同じようにね、起こさないために、豊能町の、このところだけの再発防止をするのではなくて、こういうことが、一医療機関で起こってしまったんで、ほかのワクチン接種をしているところも、どういう対応をとってるかっていうのを確認して、こういったことを最低限していただきっていう案内なり指導なり確認をしているかどうかお聞かせください。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

本日までのですね、経過とこれ以後の話もちよっとしとかなないと駄目かなと思います。

私のほうからですね、先日、池田の医師

会のほうに、これも御説明申し上げてございます。

その内容につきましては、今、説明させていただいた同内容とともに、本日、委員会のほうで、議会のほうにも御説明申し上げることと、この資料につきましては、本日の2時以降にオープンに、報道資料提供としてオープンされることになってございます。

先ほど御質問の件なんですけれども、今日の委員会終わりました後にですね、私どものワクチンの担当課であります健康増進課のほうより、各町内の診療機関に、同様の資料を御提示させていただきまして、再度、残念ながら、私ども直営の診療所でしたんですけれども、再度、再発防止について、その対策についてもチェックをしていただき、促すこととしてございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

他に、はい。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます永谷です。

1点ですけど、冷蔵保存期間が25日間超過ということで、これって廃棄をしようとしていた分がそのまま残ってしまって、チェックもできなくてということではないんですね。

その点だけ、1点だけお願いします。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

正しい形で、時間を巻き戻すとしますと、どんな流れになると言いますとですね。まず各医療機関には、週に2回なんですけれども、そのワクチン、予約をとっていただ

いた患者様に応じて、配送の予約をすることになってございます。

今回ミスが起きたのは、これちょっと言い訳になるかもしれないんですけども、今回はこれ初回接種の1、2回目の方でして、あわせて今回オミクロン株の対応もしていただいています。

ですのでこのところはちょっと混在するところもかなりあるんですけども、正規で言いますと、その予約の入った患者様に応じてオーダーをして、配送されまして冷蔵庫に入れるという形になります。

場合によりましては、予定した人数より少なかったり、多いということはないんですけども、少なくなるケースもございます。

によりまして、ひょっとしたらワクチンのやっぱり余剰が予約数よりも多く、冷蔵庫にある可能性もあります。

ただここにつきましては、これもちょっと言い訳にしかならないんですが、やはりいろんな時の状況に応じまして、冷蔵庫の中にどんなワクチンが、いつまでの期間のワクチンがどれだけおるかということ、確認をしておかなかったというところが、ちょっと問題だったというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

私からちょっと1点言います。このワクチンを打った方に対しては今後、異常があったときとか、そういう対応については、もう考えておられるということよろしいですか。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

まず1名の方につきましては、2名の方もそうなんですけども、11月の10日に、こ

のワクチンを接種してございます。

あしたでちょうど1か月になるんですけども、今のところといいますか現在についても、体調については不調を訴えられて方は2人ともいらっしゃいません。

1名の方については、実は昨日、先ほど報告がございましたように、もう2回目の接種も行っていたでございます。

今の現在におきましては2回目打った後についても、体調の異常については訴えられてございませんので、その辺については当然、もうひと方についても、2回目、今ちょっと調整中なんですけれども、おふた方共にですね、その辺の体調の不備については、これ経過観察ということになるかなと思っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

質問はもう終わっていいですか。

それでは、元に戻ります。

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和4年豊能町議会12月定例会議に付託された案件についてを議題といたします。

第50号議案、豊能町印鑑条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、おはようございます。

住民人権課、石井です。

それでは、第50号議案、豊能町印鑑条例の一部改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

○住民人権課（石井慎子君）

今回の改正は、コンビニエンスストア等

における個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の自動交付サービスを実施することに伴い、豊能町印鑑条例における所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の主な概要について説明いたします。

御手元の豊能町印鑑条例新旧対照表を御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

○住民人権課（石井慎子君）

まず、第15条第3項として、個人番号カードを利用することにより、多機能端末機、コンビニエンスストア等にありますマルチコピー機のことです、で印鑑登録証明書の交付を受けることができることを規定するものでございます。

次に、第17条第1号として、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を行った場合は、印鑑登録証の提出がなくても、証明書の交付を受けることができるよう、文言の追加をするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は規則で定める日より施行するものでございます。

どうぞよろしく御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

規則で定める日から施行するというその日にちなんですけど、これはいつごろを予定されてますか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民人権課、石井です。

早くても、2月の半ばごろです。

遅くて3月には、実施させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

これのシステム関係の予算については令和4年の3月定例会議で、令和4年度の予算を取られているんですけど、それから約1年かかっているんですね。これね。そんなにかかるものかなという、私は個人的な思いがあるんですけど、その点どういうことでこれ1年ぐらい掛かったのか。

その点について、よろしく願います。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

住民人権課、石井です。

まずはこちらの持っているデータをそのまま使えるわけではなく、コンビニエンスストア用に、まずはデータの変換などを行いまして、それをコンビニエンスストア用のサーバー、全国で機能していますサーバーに上げていくというような手順を踏むんですが、改正でありますとか、テストですね、テストに時間がかかったりいたします。

その準備期間が、半年もの時間がかかりますので、このような実施の期間になってくるものでございます。

契約は6月にしましたので、そこから半年間近くかかることになっております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ほかでもこれぐらいかかるんですかね。

ちょっと私よく存じてないんですけど、

大体これぐらいの期間がかかるということ
でよろしいのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、他市町村でも同じぐらいのスケジ
ュールで行っておられるというふうにはお
伺いしております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

別の質問なんですけど、これ住民さんが
払う手数料と、あと町からコンビニに払う
手数料があると思うんですけど、これにつ
いて今回の印鑑証明については、いくらな
んでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民さんがお支払いになられるの
は、300円。印鑑証明については、300円。
窓口と同じ値段です。

町からお支払いするコンビニエンススト
アの手数は117円を町から実施してもらっ
ているという形で、手数料としてお支払い
します。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

今回印鑑証明なんですけど、住民票なり
戸籍謄本抄本、住民票の関係もありますけ
れども、これは今後いつぐらいに条例とし
て出てくるのか。お願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民票については条例では定めて
ございませんので、同じ時期に実施いたし
ます。

戸籍については別のシステムになってお
りますので、また別にはなるんですが、戸
籍については、改修費、かなりの大きな負
担になりますので、今のところ戸籍のコン
ビエンスストアでの交付は考えておりま
せん。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

お尋ねしますけども、システムを1回入
れたら、それでもうお金はそれ以上かから
ないでしょうか。

更新とかそういう、またちょっと何か変
えたりすることによって、コンビニのほう
の負担はもうこれ以上かからないというこ
とでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民人権課石井です。

コンビニエンスストアへの手数は今の
ところ117円と定められておりますので、お
支払いしますが、またシステム変更とか、
そうですね、やり方が変わったりとなると、
改修とかもかかってまいりますし、保守管
理料や、クラウドの使用の負担金などは、
毎年かかってまいります。以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

はい小寺委員。

○委員（小寺正人君）

発行時間、場所やね。

これについての説明がないですけど。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民人権課石井です。

発行時間は朝の6時半から11時までです。

発行場所は、各種コンビニですね、近くで言いますと、ファミリーマートさんやセブンイレブンさん、あと、ローソン、あとイオンなどにありますマルチコピー機などでも対応の機種でしたら、出していただくことができます。

全国のコンビニエンスストアで取っていただけます。

(発言する者あり)

○住民人権課(石井慎子君)

すいません、夜の午後11時です。

○委員長(高尾靖子君)

よろしいですか。

はい小寺委員。

○委員(小寺正人君)

発行時間には制限があると。

コンビニはずっと空いているけどね。5時に行ったって、取れませんよということや。

それから場所は、今全国と言いはったね。だから東京であろうと沖縄であろうと、取れますよと。そういうことやね。

○委員長(高尾靖子君)

他にございませんか。

はい、永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

マイナンバーカードを使ってするのと使わなくてもいけるんですか、これ、素朴な質問ですけど。

○委員長(高尾靖子君)

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課(石井慎子君)

はい、住民人権課石井です。

コンビニエンスストア等のマルチコピー機では必ずマイナンバーカードと暗証番号が必要になってまいります。

○委員長(高尾靖子君)

はい、永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

ここで質問すべきことじゃないかもしれませんが、マイナンバーカードのですね、町内の普及率ですね。もし、手元に資料がございましたら、普通は総務だと思っておりますけど、ございましたらお願いいたします。

○委員長(高尾靖子君)

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課(石井慎子君)

はい、住民人権課石井です。

10月末現在の数字ですが、申請件数が68.5%となっております。

○委員長(高尾靖子君)

ほかに、永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

府平均はいくらですか。

もしわかっていれば。

○委員長(高尾靖子君)

石井住民人権課長。

○住民人権課(石井慎子君)

大阪府の平均は、51.7%です。ちなみに全国は51.1%です。以上です。

○委員長(高尾靖子君)

よろしいですか。

はい、ほかに。

はい、吉田委員。

○委員(吉田正子君)

マイナンバーさえ持って暗証番号さえ知っていたら、第三者でも行けるということを確認したいんですけど。

○委員長(高尾靖子君)

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課(石井慎子君)

はい。

第三者でも取れるかということですがけれども、カードの取扱いと暗証番号の取扱いについてはカード交付の際に、皆様に重々取扱いは、御注意くださいという説明を

もって、御案内申し上げておりますので、もうあとは個人さんの管理でお願いしたいと思えます。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

コンビニエンスストアで取れるとなりましたら、それを皆様に、住民の皆様に、啓蒙をどうしてやっていかれるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、広報紙やホームページなど、また、窓口で広く御案内できたらと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

いいですか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これをすることで町の、僅かではありますけれどもまたコンビニ負担、コンビニに手数料を払ってということで、収入とっていいレベルではないかもしれないんですけど、保守管理等のほうがでかいのかなと。

そうなった場合、ちなみになんですけど、離脱ってできるんですか。

その保守管理メンテナンス費用が高いと、そんなに印鑑証明とか住民票、毎週とるわけでもないし、僕は基本的にはそこまで便利、それぐらいね、有休とって開いている時に行ったらいいのかなと思うんですけど、年に必要としても1回とか。だからそんな感覚ではいるんですけど。

これは離脱することが可能なのかどうかお聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

住民人権課石井です。

その部分については、ちょっとお調べできておりませんのでお調べしておきます。

ありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

私からちょっとお願いします。

これ紛失した場合は、個人の責任ではあるんだけど、再発行っていうことは考えられるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課（石井慎子君）

はい、住民人権課石井です。

マイナンバーカードの紛失ということでもよろしかったでしょうか。

マイナンバーカードを紛失なさった場合は、まずヘルプデスクに、一時停止という処理ができるようになっておりますので連絡いただくようになっております。

そのあと、例えばうちの中ではなく、外でっていう場合でしたら、警察等々に遺失物の届けを出していただき、その後、マイナンバーの変更も行うことができます。

そのあと、カードを作成いただくという流れになっております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに

賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長 (高尾靖子君)

挙手全員であります。

よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

○委員長 (高尾靖子君)

次に行きます。

第51号議案、豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

はい、保険課の岡本です。

それでは第51号議案、豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例等改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度におきまして、生活保護法による被保護者の取扱いが変更されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書概要及び新旧対照表をあわせて御覧ください。

S i d e B o o k s では、議案書フォルダの6ページから8ページ、議案概要フォルダの3ページから5ページに掲載がございます。

着座にて説明させていただきます。

今回の改正は、大阪府の福祉医療費助成制度において、医療費助成の対象外としている生活保護法により、保護を受けている者のうち、医療扶助を現に受けていない保護停止中の者が医療費助成の対象となることに伴い、制度の実施主体である町の条例を改正するものです。

第1条として、豊能町重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号中「による被保護者」の次に、「(その保

護を停止されている者を除く。)」を加え、第2条として、豊能町乳幼児等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号中「により保護を受けている者」を「による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改め、第3条として、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第2項第1号中「による被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は、令和5年4月1日といたします。

また、経過措置としまして、この条例の施行日前に行われた療養に係る医療費につきましては、なお従前の例によるものとしたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長 (高尾靖子君)

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

はい、小寺委員。

○委員 (小寺正人君)

少し、はっきりとさしたいんだけどね。生活保護法を受けている人はそもそもね、医療費を払う必要がないんですよ、まずね。ここで、その保護を停止されている者を除くっていうのが、要するに、生活保護を受けてたんだけど、もうその所得があってその上限を飛び越えたから停止されまして。その人は当然除かなあかんっていう考えやねんけどそれでよろしいのかな。

○委員長 (高尾靖子君)

はい、岡本保険課長。

○保険課長 (岡本めぐみ君)

はい、保険課岡本です。

委員おっしゃるとおり、保護停止期間中は、医療保険に加入しますので、当然、こ

の、対象外から除く必要があります。

今回、これ、本来そうなんですけれども、これまで大阪府の制度の中では、保護停止期間中の人も含めて、福祉医療制度の対象外とされていたところを、これでは不適切だということで、見直しがされたものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

もう1回これ聞きますね。

ここの一時停止中という、それがわかりにくい。何やのんという感じです。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

保護停止期間中といいますのは、もともと生活保護法で、被保護者として認定されていた方が、一時的に収入が増えたなどの理由によって、保護されない状態になるんですけれども、廃止としてしまいますと、保護の廃止としますと、もし次にまた必要になったときには、再度改めて最初から申請して、保護の認定を受けるという必要が出てきますので、どうしても時間がかかってしまいます。

そこで、停止という状態にしましたら、もし、この収入の増が一時的なものであった場合は、もしまた収入が減ってしまったときにはその停止をやめて、また保護する状態に戻すということが、短時間でできるということで、そのような制度になっております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

すいません。今回3つの条例一部改正されるんですけども、現在、この3つの条例に該当される町民さんがいるのかいないのか、3つに対してちょっとお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、本町におきましては、該当する方はおられません。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

では質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に行きます。

第53号議案、財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅海保健福祉部理事。

お願いします。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

おはようございます。

保健福祉部の浅海でございます。

私のほうからはですね、第53号議案、財産の無償貸付につきまして提案理由の説明を申し上げます。

S i d e B o o k s 内の議案書の12ページを御覧ください。

よろしいでしょうか。

はい、説明は着座して、御説明申し上げます。

本議案は、旧野間口老人憩の家の土地及び建物を民間事業者に無償で貸し付け、老人デイサービスセンターとして活用することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案いたします貸付ける財産は次のとおりです。

土地の所在地は、豊能郡豊能町野間口150番地1、面積、939.5平米、地目は宅地です。

建物の所在地は同じく、豊能郡豊能町野間口150番地1、面積は、建築面積269.34平米、延床面積243.2平米、構造は、鉄筋コンクリート造、瓦葺平家建でございます。

貸付の相手方は、大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘五丁目3番地の7、株式会社ヴィエントプランニング、代表取締役 橋本健司氏。財産の用途は、老人デイサービスセンターで、貸付の期間は、令和5年1月1日から令和14年12月31日までの10年間で、ただし、期間の更新あり、とするものでございます。

今回の町有財産の無償貸付けに関しましては、平成30年度末をもって用途廃止をしました旧野間口老人憩の家の土地及び建物を民間事業者に無償で貸付け、老人デイサービスセンターとして活用するとして、プロポーザル形式での公募を行ったところ、先の1団体からの応募があり、1次審査、2次審査を行った結果、当団体が適正であると認められましたので、財産の無償貸付の相手先として、御決定賜りたく、上程するものでございます。

説明は以上です。

御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

財産を無償で貸すと、これは使用貸借と呼ばれていると思うねんけどね。贈与の契約とかあんなに似ている。大体普通に考えると、親が子にその建物をタダで貸してあげるとか、親戚の人に貸してあげるとか、というのが、使用貸借と大体呼ばれている。

で、いつでも返してもらえるし、いつでも返せるよ、そういう内容やと思うんだけど、相手先がですねこれ株式会社となっているっていうことになると、営利を目的とするところに、タダで貸してあげると。

その町にとってどういうあれがあるのかね。あれがって言うたらあれやけど、町にとって、どういう効果があるんですかということ。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部の浅海でございます。

そうですね、今回こちらの議会です、お諮りしておりますのはそもそも、平成30年度末をもって用途廃止をしました町の財産をですね、有効に活用しまして、地域の福祉に資する事業に役立てるという目的で、民間の事業者のプロポーザルを募集したものでございます。

で、この募集に応募されまして、所定の手続、選考委員会での審査、選考を行ったものでございますので、こちらのほうはですね、考え方としまして、町有財産ということではございますが、国有財産法、この

法律の趣旨との考え方とあわせて、貸主と借主、の信義に基づいて契約を締結するというものとして、御審議の上、御決定賜るものというふうに考えております

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

町内に、老人デイサービスセンターというのはいくつあるんですか。

一つもない、ないことはないよね。

どれくらいあるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課岡本です。

町内で、介護保険制度の指定を受けているデイサービスセンターは、現在7件ございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

その人たちにも無償で何か貸しているんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい。小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

町立の豊悠プラザ内にございますデイサービスセンターが、それに当たるかなと思っております。

今回、先ほど浅海理事のほうで説明しておりますけれども、今回、旧憩いの家を利用していただくこのデイサービスにつきましては、普通のデイサービスと違いますか、ちょっと特色を持ったリハビリ、リハビリといいますかデイサービスを提案していただいております、ちょっと簡単な機械を使った、パワートレーニングといいますか、そういうデイサービスを実施

していただく予定になってございます。

このデイサービスにつきましては、西地区にはございますけれども、東地区にサービス展開をしている事業者はございませんので、今回我々保険者といたしましても、この辺非常に心強いというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そしたらその、あれやね、ほかの7件は、別に無償にはしてないと、それでいいんですね。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

はい、保健福祉部の小森でございます。

そのとおりでございます。

で、あと、その7件のうちの一つに、後で議案で出てきます、生き生きデイサービスも含まれてございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

この施設はそのまま使えるような感じなんですか、それともお金をかけて、何かメンテナンスをしないと使えないのかまずそこを確認させてください。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

福祉部の浅海でございます。

まずですね、もともと、こちらの旧老人憩いの家のほうはですね、施設、用途廃止をしましたが、もともと集会所というところ

でございましたので、まずは用途変更の手続は、町のほうでさせていただいているところですよ。

それに加えて、今後ですね、事業者さんの提案に基づいてですね、デイサービスセンターとして運営するにあたって、必要な工事なんかは、事業者さんのほうでなさるといことがございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

デイサービスに使う以外だったらそのままでも使えるの。今の現状で。町が例えば何かをね、小寺委員のほうから、ここは無償だけどほかは有償ですよということと言われていたけど、ほかのここは基本的に使えますよね。すぐ。豊悠プラザであったりしても。この場所っていうのが、町が使おうとしても、何もメンテナンス無しで使えるのか。

耐震性とか、いろいろ周りの外壁とか。そういう施設としてね。

そしたら町の負担になりますよね。

そういったメンテナンスを、事業者さんのほうが持つような形でいいのか、そこを確認している。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

まず、1点ですね。旧老人憩の家施設でございますけれども、事業者さんのほうでこれから運営するにあたってですね、町のほうと協議も、今、させていただいている中ではですね、今回、補正の予算としても計上させていただいております外壁のブロック塀ですね、ブロック塀につきましては、使用するにあたってですね、倒壊なんかの恐れもあるということもありまして、

こちらのほうは事業者さんのほうでお願いするということではなくて、町のほうでその安全対策をするということでございます。

それからその施設の中につきましては、募集の際にですね、内部のほうの必要な工事、それも大きなものではないですけども、用途変更をして、それからデイサービスセンターとして利用するという必要のある中身の工事につきましては、事業者さんのほうでお願いをするというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

吉田委員。

○委員（吉田正子君）

そしてお聞きしますけども、契約されたと思うんですけども。まだですか。契約の中に、本町がこれからメンテ、修繕とかあるので見ないといけない部分と、それから事業者さんをお願いする部分と、そういうのは、ちゃんと明記して契約されるのでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

浅海でございます。

そのようになるかと思いますが、ただ全てをきれいにですね、はっきり白と黒、どちらとどちらがするというようなことがなかなか判断できない部分につきましては、両者協議をします。

そういったリスク分担の内容になるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

約3年余りね、経過してまして、恐らくそれから中には一切入れてないと、勝手に推測しておりますけれども、設備台帳並びに備品台帳つくっておられて、それをもと

に維持管理もやられてると思うんです。

その中で、備品にしても設備にしても実際、今のこれから使えるものがあるのかどうか。

この点についてまずお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

浅海でございます。

今現在ですね施設の中に置いておりますものでですね、利用いただけるものはそのままお使いいただいて、それからどうしても、ちょっとこれはというようなものがある場合にはですね、そこについては今後、事業者さんのほうとも、協議をしてみたいなというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

備品でもかなりたくさんものがあると思うんですけど、それについても、今回、ヴィエントプランニングさんの手ですね、排出するということになるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

そうですねこちら、事業者さんのほうが、どうしてもこれは利用しないというようなもの、それでもし利用されなくてもですね、実際の運営に支障のないようなもの、というようなものが、もし、あるようであれば、それにつきましては、特にこちらのほうで搬出をしてということは、そこもお話かなとは思っておりますが、考えてはおりませんが、ただ、やっぱりこれはもうどうしてもここにあると、運営上ちょっと、支障があるといったものにつきましては、

そこは事業者さんのほうと協議をさせていただきたいなというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

設備にしたってね、故障しているものとかいろいろあると思うんですけど、それも多分協議になるのかな。何か自動ドアは、玄関の自動ドアについては、心配されていましたがけども、ブレーカーを入れたら稼働したと。

と言いながらこの3年間ね、やっぱりあいうものはですね、恐らく何も行って、例えば月1回を動かすとかね、やってないでしょ。

これやっぱり油を回さんとね、やっぱり最終的に動かなくなってしまいますわ。

そういう点では、お金が掛かるのかなと、推測してましたけどもこれは、これからの使い方によって変わってきますけど備品についての話も聞きましたけど、使える備品は当然使ってもらおうということだと思いますけど、使わないものについては町が負担すべきじゃないですかという私は個人の考え方なんです。

それは協議されるということで、それ以上は申し上げませんが、やっぱり町の備品は町が責任持って、それとごみですがこれは、当然、町が主催して老人の憩の家ですかねやってたんですけども、ごみについても町がやっぱり、自主的にやるべきじゃないですかね。

というのは業者が使わなくても、申し訳ないけども直営ですね、環境課の車に乗せて一市三町に持っていくとかですね、そういうことも必要かなと思う。

これは、これだけじゃなくて今後のね、公共施設再編の形で小学校が空いたと。

それをどう利用するのか。机がいっぱいあると。それも業者さんにさせるのか、そのときに、すごい数で業者がなかなか手を挙げないというね、金がかかるから。その辺もやっぱある程度、何かこう、再利用できるように売るとかね、それも考えていかないと、民間さん、なかなか食いついてこないと思うんです。

今回の例は一つの例かなということは今、お話しさせていただいているんですけど、その辺はちょっと再度検討していただきたいと。

これは別に、ヴィエントプランニングさんに対しての、えこひいきじゃないです。

今後の地域公共施設再編に関わるお話ですので、町のスタンスをしっかりとね、決めていかないと、このときはこうやと、では駄目だと思うんですわ。

今後のことがありますのでそれちょっとしっかりと検討していただきたいと思えますけれども、部長いかがですかね。

○委員長（高尾靖子君）

はい、川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

はい、今の御指摘ありがとうございます。

今後、公共施設の関係もございまして、この辺につきましては今回の事例といえますか、ベースにいたしまして、担当部局、今も総務部長もおりませんので、予算の絡む部分も出てくるかと思えますので、総務部、それから保健福祉部合わせまして、これを私、東ねておりますので、その辺、一体となってちょっと協議、一定の考え方というのをちょっと考えていきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

若干今のは、僕はちょっと違うんですけど。あくまでも最初の応募した状況で、それをその状況でもいいから欲しいと思ったら、それでいいのかなというふうに考えています。

小学校も中に備品はいっぱいあります。

それを、使いたいと思ったら、業者にはそうさせたらいいし、それで応募が1件もないのであれば、一般の入札と同様に、徐々に緩和していかないといけないですよ。

最初のこの状況で、使いたい事業者ありますか、ありませんでしたね、今度は町が、中のものは全部処分します、使えるとこ使ってくれるところありませんかっていう、このバランスだと思うんで、一概に最初から常にきれいな状態にして、もしかしたら、机を全部処分してとか、そういうようなことは考える必要はないのかなあと、その状況で使いたい募集して、いなかったら緩和していくってというような、通常の入札も同じですよ。

最初は事業者を制限して入札かけますけど、応募がなきゃ応札がなければ、徐々に事業者を増やしていく、この考えでいいのかなというふうに思っているんでそこは慎重に考えていただけたらと思います。

それで1点ただ気になるのが、自動ドアは、通電していないのでわからないとか、その応募するときに、備品がどれだけあるかっていうのは、細かく行政は把握しとかなないと駄目だと思います。

それが、自動ドアが、例えば修理に何百万何千万かかるものだったら、それは躊躇しますよね。そこがわからないのであれば。だからそれがちゃんと使えるものかどうなのか、全ての備品を処分する、しないは、その状況を知った上で相手が決めればいいんです。その状況で応募するのかどうかと

というのは。でも、行政としてしないといけないのは管理している以上は、中にあるものの状況というものは、これから第三者に貸し出したり、売却するに当たっては、こういう状況ですと、これはこういう状況ですっていう状況は把握しておく必要があると思うんですが、その考えだけを整理しておいていただきたいんですがいかがですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

まさに今、永並委員おっしゃるとおりでございまして、当然状況に応じてケースバイケースということになるかと思えますけれども、その辺も踏まえて今後協議、庁内におきまして協議させていただきたいと思しますのでよろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

デイサービスっていうサービスが、公共の福祉に寄与すると、資する、そういう目的で無償にしているんですね。

この無償にしているけれど、所有権は豊能町にあるということになるわね。

これしっかりと考えなあかんことはね、例えば、火災保険なんかは所有権持っているほうが、掛けるんですよ。ちゃいましたか。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

一般的に公共施設のルールがあると思いますので、ちょっと調べさせていただきま

後ほど回答させていただきます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

多分、多分ね、所有者が掛けなあかんと

借っている人は火災保険、掛けられない

と思います。

それに近いのがあるかもしれないけど

それでこれをね、もうすっきりさせる

にね、あげてしまってもいいんですよ。

もうあげてしまえばどうですか、何で

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

先ほどからもですね、御説明申し上げて

いますように、もともと野間口

ふれあい文化センターとですね、それから、憩の家と2か所ございまして、その施設が2か所ある中で、それを、2館を統合して

いくということをしておりました。

その中で、そのうちの一つをですね、地元の自治会さんとも協議をさせていただいて、2館を統合して、残ったほうは用途廃止をしたと。

ふれあい文化センターのほうは、自治会さんのほうでも自治会館として使用するという

もそも、第三者に無償で譲渡するという考え方はなかったのかとのお尋ねではございますが、その際には前段として自治会さんとも、無償で譲渡するというような条件も交えて、交渉、協議をしていたと、こういう経過がございました

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

なんか、無償譲渡したら何か困るという人がおるんですか。

別にもうあげたんと一緒の形になってるから。

もうもらわなあかんでいう、返してもらうのは困るというようなあれがないんだしたら。そのままあげてしまえばいいんじゃないですか。

だから、自由に使えるでしょ。所有権まで。使用収益はできるんやから。

処分までできるようにしてあげたらよろしい。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

質問の御趣旨がちょっと明確に、ちょっと分かってないところがあるんですけども、こちらの旧老人憩の家につきましても、そもそも無償でですね、譲渡するというような条件提示は地元自治会さんのほうには、当時させていただいていた経過があります。

で、それがかなわなかったので、残っている町有の、この今回の財産を無償で貸し付けるためのプロポーザルの募集をしたと、こういうことでございます

○委員長（高尾靖子君）

はい。

仙波総務部長。

○部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

総務部の仙波です。

先ほど、老人憩の家に係る火災保険はどのようなという御質問が出たとお伺いしました。

今回は、老人憩の家はあくまで町有の施設、それを貸与するという形になっておりますので、火災保険は所有者である町の負担であると考えております。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

所有者しかかけられないんですよ。

火災保険ってね。

だからもう全部、所有権まであげたら、もう自由に使えるといいんじゃないのということ言ってる。

あげてしまえば。

今、使用と収益は、タダであろうともう権利は持つてはんねんやから。後、処分するという権利を与えるのが所有権ということやから、もう自由にしてくださいと、もう返してもらわんでもよろしいと。

そういうことですやんか、所有権まで渡したらね。

そういうふうな、何で検討しないんですかと聞いている。

○委員長（高尾靖子君）

はい、川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

小寺委員のほうからですね、話し合っただけをいわゆる民法上でいうと贈与ということになるかと思えますけれども、今回なぜ無償貸与かというところがございますけれども、今回貸付けの期間を、10年間ということで定めておりますけれども、これ万が一、株式会社さんですけども、万が一事業が例えば途中でとまった場合とかです、といった場合に、もしこれを贈与し

てしまいますと、これ、そのままほぼ施設が放置してしまうという恐れもございます。

無償貸与であれば当然所有権私どもにございますのでそれをちゃんときれいに原状復帰をして返しただくという形になりますので、その点を考えますやはり町立の施設ということでもございますのでそれをそのまま贈与してしまいますと、後々のことがもし万が一のリスク回避、危機管理の観点から、今回、無償貸与という形をとらせていただいているということで御理解いただければというふうに思っております。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

今朝のニュースでしたけど、デイサービスセンターがもう去年の上回る勢いで、去年の倒産数を今の段階で超えてしまったというニュースが今朝、流れてたぐらいなんで、デイサービスの運営もなかなか難しいのかなと思うんで、そういうリスク管理は、非常に大切なことなのかなというふうに思っております。

ちょっと1点気になるのが今回、最近なんですけど、プロポーザルなりなんかしたときに、1社なんですよね。

これ1社も、結構地元でいろいろ活動されてる団体が応募してくれたわけなんですけど、今後考えたときに、1社だと、要は選択の比較の余地が全くない状況になってしまいますよね。

今回に至っては、どれくらいの事業者に声をかけたのかっていうのをまずお聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

直接ですね、こういった事業を手がけられている事業者さんのほうに御案内をしたとか、いうことは今回せずにですね、ホームページで、公募したということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

それをしなかった理由は何かあるんですか。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

積極的に、町内外のですね、近しい事業者さんのほうに直接お声がけは、確かにしておりますませんでした。

直接、ちょっとそのお声がけをするというの、なかなかちょっと、どこまでそれが公平性というところも鑑みまして、それにつきましては特にはしなかったということではございますが、ホームページで、公募したということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

結果的に1社っていうことになったわけですよ。

やはりそうなると、もう、指定管理もそうですけど、全然もう、競争の原理って全く働かないことになるじゃないですか。

ですからやはり今後は、前回シートスのときには十何社、声かけたけども結局1社だったと、豊能町の置かれている状況がそういう状況なんですよ。

そしたら、こういう福祉の部分というのは、結構、デイサービスも先ほどの話じゃないけどどんどん倒産しているようなところもあるような状況の中で、何か福祉の事業者を持ってくるというのは非常に大変な

ことにはなるかと思うんですが、やはりゼロだったら本当に施設、あきっ放しになるわけですね。

やはりそういうところには、もう何社か複数の応募があってそこから比較をしてやるっていうことが、やはり住民サービスにとっても大きく寄与することだと思うんで、やはり最低限近隣で活動しているところには、声掛けはして、声掛けをすることで、もしかしたら連携することも可能かもしれない、こっちではこういう事業をしていますが、こっちはこういうことをしてくれるってというような形で、新しいね、先ほど小森部長がおっしゃっていたように、ちょっとマシンを使った、機械的な力を入れる福祉サービスを展開するってというような特徴あるような団体、このようなことを言ってくださったって言うようなことも、出てくるかもしれない。

でも今は1社だから、もうそこの言うてくことを、それはいいですよって聞くしかないんですよ。

やはりそこら辺はもうもっといろんなところにやっぱ声かけをして、ぜひとも次の何かのときは2社3社あって、比較したところ、ここがよかったですってというような、ね、説明をしていただけるような努力をしていただけたらと思います。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

先ほど浅海理事が申しあげましたとおり、ホームページという方法については、みんながやるようなことだと思うんですが、先ほど委員申しあげていただきましたことから言いますと、今回ちょっと実施できなかったんですけれども、毎月、1回ですね、介護保険の関係するような事業者連絡会と

いうものを開催させていただいてございます。

その際にでもですね、今後は告知をさせていただければ、各我々と関わり合いのある事業さんが集まる会となつてございますので、持ち帰っていただいて、各事業所で検討もいただけるのかなというふうに思っていますので、それを行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

なし。

はい。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

なし。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、開始から1時間以上たちましたので、一旦休憩いたします。

11時に開始しますのでよろしくお願いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○委員長（高尾靖子君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

石井住民人権課長。

○住民人権課長（石井慎子君）

住民人権課の石井です。

第50号議案の中で、永並議員が御質問くださいました契約の解除といたしますか、離脱ですね、につきまして、お答えさせていただきます。

契約満了の日は、当該年度の3月31日までという契約になるんですが、その1か月前までにやめるという意思表示をしない場合は、自動的に次の年度も契約をするというような契約を結びますので、解除はできるということになっております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございました。

よろしいですか、永並委員。

（「はい」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい。

次行きます。

第54号議案、指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

そうしましたら、続きまして私のほうから、第54号議案、指定管理者の指定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

S i d e B o o k s 内にあります、議案書の14ページを御覧くださいませ。

よろしいですか。

着座で御説明させていただきます。

本議案は、豊能町立生き生きデイサービスセンターの指定管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定により、管理を行わせる者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでござい

ます。

今回提案いたします指定管理者は、大阪府豊能郡豊能町吉川187番地の1、社会福祉法人豊悠福祉会、理事長 園田裕紹氏でございます。

当指定に関しましては、現指定管理契約が令和5年3月31日に満了することから、新たに指定管理者を定めるため、公募を行ったところ2団体からの応募があり、1次審査、2次審査を行った結果、当団体が適正であると認められましたので、指定管理者として、御決定賜りたく上程するものでございます。

指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

説明は以上です。

御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

指定管理ですよね、これ。今度はね。

指定管理料は、いくら支払うことになっているんですか。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

こちらの施設はですね、デイサービスセンターでございますので、町のほうから、委託料というような形でお支払いするものはございません。

介護保険のサービスの運営によってですね、サービス費で事業者さんが運営をされるというものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

建物、先ほどみたいに無償で貸してあげるから、使ってくださいよという契約になるわけですかね。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

いいですか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

こちらは社会福祉法人になっているから、それ以上のことはできへんと思う。この法に則ってしか多分できへんと思うから、公共の福祉の増進に寄与するという形で、無償で貸してあげますよと、そういうことでいいんですね。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

もうまた聞かなあかん。2団体の応募があったんですよね。

ちゃんと説明してくださいね。

ちゃんと2団体ってあったら、以前はシートとかで何団体があったときは、比較してここでこういうのっていうね、そういう表が出てたんですけど、どういうところで違いがあったんですかということ。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

2団体の応募がありましたが、1団体はまず、今回上程させていただいている事業者、指定管理者の候補者であります豊悠福祉会さんでございます。

もう1団体はですね、現在、指定管理を行っている、株式会社ポプラコーポレーションさん、この2団体でございました。

そのうちでですね、全協の場でも、御説明をさせていただきましたが、2団体の応募がございました。

その中で、審査を開始しまして、1次審査が終わった後にですね、株式会社ポプラコーポレーションさんのほうからですね、辞退届が提出されまして、2次審査は、1社のみ審査ということになりまして、審査の結果、豊悠福祉会さんに決定したということでございます。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

その辞退理由っていうのは、何か聞かれておりますか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

現在の指定管理者として、今、ポプラコーポレーションさんが運営をいただいているんですけども、今後の事業の継続性、特にですね、今後、持続的に人材を確保していくということがなかなか厳しくて、運営の継続がこれ以上ちょっと難しいということで判断をなさったということでお伺いしております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

先ほど聞いてたんですけど、これに関し

ては、どのぐらいの事業者さんに声をかけられたのか、お聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

そうですね今回ですね、事業者さんのほうにはお声掛けはこちらの、今現在のポプラコーポレーションさんのほうには、今現在指定管理で受けられておりますので、当然、そのことはお伝えをして、それからホームページで公募したという状況でございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

やはり豊能町高齢者が多いという割に、近隣でも、照葉の里さんかな、最近事業縮小もされていますよね。デイサービスのほうも縮小されていたりとか、そういった状況が続いているので、やはりこういったところも、何となく高齢化が進んでいるから、ここにはいっぱいそういうデイサービスの人たちが来てくれるのかなと思ったら、そういう感じではないとなるとちょっと、原因等真剣に見て、今後、いろんな事業者さんに今、従来豊能町に入ってきている事業者さんは数社、今ポプラさんであったり、豊悠福祉会さんかもしれないけど、ほかのところで展開されているような、事業者であったり新規事業者というのを開拓なりをしていく必要が今後出てくるのかなと思うのでそこら辺をちょっと、今後どのようにしていくのかっていうのをお聞かせください。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

委員おっしゃいますように介護保険のサービスについては、いろんなサービスがございます。

いわゆる、入所系のサービスでございまして、毎日の生活を支えていく、居宅のサービスですね、デイサービスも居宅のサービスの内に入るんですけれども、これはなかなか根本的な介護保険の制度にもちょっと問題があるのかなと個人的にはそう思うんですけれども、やはり施設の入所サービスであれば例えば定員が100名であるとしたら、100名の方は満床であって、いわゆる事業運営については、割と見込みが立つ、ものでございます。

居宅サービス、これホームヘルプのサービスとかにつきましても、毎日の生活を支えていくもんですから、その方に対して、ある程度、割と計画的に派遣ができるというものでございます。

ただデイサービスでありますとかショートステイにつきましても、なかなかこの、利用したりしなかったりというような不確定要素がかなりございますので、もし私が事業者としますと、なかなか人員も、配置のこともございまして、収入のところが見込めない、ちょっと見込みにくいところのサービス体系になっている、ここのとちょっと問題かなと僕は思うんですけれども、そういうことでございます。

先ほど一例で挙げていただきました近隣のデイサービスにつきましても、そういうふうな、閉じられるデイサービスはあるということもお聞きしていますし、それは、いろいろ問題についてはいろいろあるかなと思うんですが、まず人材を揃えるという問題もございまして、その辺の人材をそろえたならば、その事業を、法人として支えていかなあかんで、やっぱり入を見込んでいかなあかんでということもございまして。

ですからなかなか制度の根幹の問題が難しいかなというところもございますけれども、おっしゃいますように、私ども、前期の高齢者につきましては、ほぼほぼもう今、天になっていきますけれども、後期高齢者につきましてはやはり5年ぐらいのスパンの中でまだまだ増えていくということは、町内でそういうサービスについては、必要性があるということもございますので、どういう形で私どもお伝えするかということもございますけれども、サービスを受けたい方に対して、十分サービスが受けれますように、いろんな形でですね、先ほど言わせていただきました事業者連絡会でもお話しさせてもらうのもそうですけれども、いろんな形を通じまして、その辺広報に努めてまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

はい、池田副委員長。

○副委員長（池田 忠史君）

今おっしゃったようにデイサービスセンターってというのは、あくまで利用したい人が使う形になりますんで、何ですかね、プラン的にもケアマネさんがプランを立てるときに、デイサービス使ったほうがいいですよっていう声かけは多少できたとしても利用者希望、あくまで利用者希望なので、なかなか使ってもらえる、使ってもらえないというところは難しいことだとは思っていますよね。

今、実際されているところが人員の配置が難しいとか、ということで辞退されている中で新規で今回、指定管理受けられたとして、途中でもうやはりちょっと厳しいと、人の配置も難しいしこのままでは採算がとれないってというようなことがあって、辞退、途中で辞退されるっていう場合はどうい

形になるんでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、浅海保健福祉部理事。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

今回の指定管理のですね選考に際しましては、当然ながら安定的に経営を運営をしていただくということも審査の対象になってございます。

そこにつきましては、安心してですね、運営をしていただけるものというふうな判断は、一定、当然ながらしております。

その上でですね、とは言いながらも事業者さんのほうでどうしても、不測の事態が起きてということが一切ないとは考えられませんので、もしそういったことがあった場合にはですね、そういうことがないことは当然ながら祈るんですが、そういった際には事業者さんの方とですね、協議は当然ながら必要でありますし、それに伴ってですね、町が被るような損害とか、そういったことについても話の対象に、当然協議の対象に当然なってくるのかなと、そのように考えております。

○委員長（高尾靖子君）

よろしい。ほかになしですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論なし。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第55号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算(第8回)の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次、発言を求めます。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

それでは、第55号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、関係部分、説明させていただきます。

補正予算書9ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正の変更でございます。

上から、小学校等給食調理業務委託事業、中学校給食委託事業でございます。

いずれの事業も、変更前につきましては、令和4年度から令和7年度までの期間であったものを、今回令和4年度から令和5年度までに変更するとともに、限度額の変更を行うものでございます。

変更理由につきましては、当初予算では、令和4年度で終了する現在の給食調理委託業務を、令和8年度4月に義務教育学校が開校されるまでの間、現在の小中学校給食の給食提供方法を変えずに、令和4年度に契約を行い、令和5年度から7年度まで、給食調理業務委託契約を行うという考えでございました。

ところが、先般よりお話ししておりますとおり、現在、吉川中学校を義務教育学校として整備改修するにあたり、令和6年度、7年度に、吉川中学校生徒が、光風台小学校に移って学習活動を行うことを計画しております。

その際、光風台小学校で吉川中学校の生徒の給食を含め、調理、提供できないか、現在検討を進めております。

そのため、現在の給食提供方法は、令和5年度まで継続し、令和6年度以降につきましては、現在の検討を進め、令和5年度中に、詳細がまとまりましたら、補正予算にて計上させていただきたいと考えております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、給与条例の改正や、4月の人事異動に伴う人件費の補正と事業費の確定に伴う不用額の減額及び歳入の確定に伴う財源振替を行っております。

また、物価高騰の影響による電気料金、ガス料金の増額を行っております。

人件費事業と不用額、財源振替及び燃料費、光熱水料費の説明は省略させていただきますので御了承願います。

では初めに、歳出について説明申し上げます。

22ページを御覧ください。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費の2.国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業の1,092万7,000円ですが、これは、人件費及び事務費に係る費用を国民健康保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

目2.老人福祉費の3.介護保険特別会計事業勘定繰出金事業の73万7,000円ですが、これは、人件費及び事務費に係る費用を介護保険特別会計へ繰り出しするものでござ

います。

○保健福祉部理事（浅海 毅君）

保健福祉部、浅海でございます。

続きまして同様にですね、同じページの目2.老人福祉費、10.旧老人憩の家管理事業でございます。今回のこちらの補正では、旧老人憩の家の工事請負費122万1,000円を計上しています。

内容としましては、旧老人憩の家の無償貸付けを行うに当たり、ブロック塀の解体撤去に係る経費でございます。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

続けて説明いたします。

目5.障害者医療助成費115万円ですが、これは、障害者医療費助成事業に係る給付費の増額に伴う費用を補正するものでございます。

目7.子ども医療助成費370万円ですが、これは、子ども医療費助成事業に係る給付費の増加に伴う費用を補正するものでございます。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課、竹内です。

補正予算書は、23ページをお開きください。

款3.民生費、項2.児童福祉費、目4.育成室運営費の説明欄の2.留守家庭児童育成室管理事業で機械器具費30万6,000円は、3つの育成室において、支援員が使用するパソコンを購入するものです。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

25ページを御覧ください。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費の3.国民健康保険特別会計診療所施設勘定繰出金事業の176万6,000円は、事務費にかかる費用を国民健康保険特別会計診療所施設勘定へ繰り出しするものでご

ざいます。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

補正予算書は32ページをお開きください。款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費の2.学校園管理事業の機械器具費でございます。

当初予算において新型コロナウイルス感染症対策として、国、府の補助を受け、小中学校における感染防止策の保健衛生備品や学習保障に係る教材備品等の購入に係る予算を計上しておりましたが、今回補助金額が増額されたことに伴い、増額補正のほうをしております。

歳出につきましては、以上です。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課岡本です。

次に、歳入について説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

款16.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.民生費国庫負担金の91万5,000円は、先ほど歳出のところで申し上げました、国民健康保険特別会計への繰り出しに係る国庫負担金でございます。

○こども育成課長（竹内弘明君）

こども育成課、竹内です。

補正予算書、14ページを御覧ください。

款16.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.民生費国庫補助金、節4.育成室運営費国庫補助金の説明欄の1.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10万4,000円、同じく目6.教育費国庫補助金、節1.事務局費国庫補助金の説明欄の2.子ども・子育て支援交付金国庫補助金10万1,000円、並びに、次のページ、補正予算書15ページの款17.府支出金、項2.府補助金、目8.教育費府補助金、節1.事務局費府補助金の説明欄の5.子ども・子育て支援交付金府補助金10万1,000円、これらは、歳出の23ページ

で御説明しました、留守家庭児童育成室管理事業での、機械器具費30万6,000円に係るものです。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

補正予算書14ページにお戻りください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目6. 教育費国庫補助金、節1. 事務局費国庫補助金、説明欄6. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金42万円、並びに、次のページ、補正予算書15ページ、款17. 府支出金、項2. 府補助金、目8. 教育費府補助金、節1. 事務局費府補助金、説明欄10. 学校保健特別対策事業費府補助金42万円でございますが、先ほど歳出の32ページ、事務局費で御説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策として購入する、小中学校の保健衛生備品や学習保障に係る教材備品等の購入に対する国・府補助金でございます。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤です。

同じく14ページを御覧ください。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目6. 教育費国庫補助金の説明欄9. 教育支援体制整備事業費国庫補助金につきましては、医療的ケアの必要なお子さんに対して、看護師の配置をしております。

当初予算でお認めいただいた人件費について、国の補助金が認められましたので、予算、計上させていただきました。

費用としましては、58万4,000円です。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

同じく14ページになります。

款17. 府支出金、項1. 府負担金、目2. 民生費府負担金の400万7,000円は、先ほど歳出のところで申し上げました、国民健康保険特別会計への繰り出しに係る府負担金で

ございます。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課、吉澤です。

予算書の15ページを御覧ください。

款17. 府支出金、項2. 府補助金、目8. 教育費府補助金の説明欄の13番目、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費府補助金、83万1,000円です。

○委員長（高尾靖子君）

座ってもらっていいです。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

ありがとうございます。

これにつきましては、支援の必要なお子さんに対して、専門職が各小中学校の、それから3所園のほうに、巡回相談という形で、相談業務を行っております。

当初予算で報奨金をお認めいただいている分が、府の補助金の申請に認められましたので、歳入のところで予算計上させていただいたものです。

説明は以上です。

審査いただき、御決定くださるよう、よろしく願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

22ページの歳出のところの、先ほど、上の2番目の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金事業、人件費・事務費という御説明ございました。

それとその下の3番目の介護保険特別会計事業勘定繰出金事業も人件費・事務費という説明ございました。この人件費についてなんですけど、どういう内容なのか、ちょっと詳しくお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

国民健康保険及び介護保険の人件費事業に関しましては、この後特別会計のほうで補正予算に上げさせていただいておりますので、こちらのほうで御説明させていただきます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい。

ほかに御質問はございませんか。

ありませんか。

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

すいません。歳入のですね14ページですけど、先ほど教育費国庫補助金の9番の教育支援体制整備事業費国庫補助金、医療的ケアの関係で看護師さんの配置ということでお聞きしたんですけど、これは、毎年というか、今までもずっと配置されていたという理解でよろしいですか。

今回だけなんですか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

はい、義務教育課の吉澤です。

支援の必要なお子さん、いらっしゃったんですが、この補助事業制度自体が今年度からありまして、その分に申請したところ、認められましたので予算計上させていただきましたところ。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ということは今後も該当者がいらっしゃ

ったら、引き続き継続でということでしょうか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、吉澤義務教育課長。

○義務教育課長（吉澤 亘君）

義務教育課 吉澤です。

はい。この補助事業がある限りはずっと申請して要求していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

永並です。

先ほど債務負担行為で給食の問題が出ていましたけど、詳細はまだ決まってないということなんですけど今どのぐらいの方向性なり、わかっていたら、お聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

現在、検討しておる内容なんですけれども、まず、令和6年度におきまして、吉川中学校の生徒、自校給食ですね、光風台小学校のほうで給食をつくるということ。ひかり幼稚園に関しては、吉川中学校のほう、光風台小学校に入りますので、ひかり幼稚園での喫食という形に変更になりますので、そちらのほうには給食を、光風台小学校でつくったものを配送ということを考えております。

さらにはですね、光風台小学校で作成できる給食の食数、これが東能勢中学校そちらのほう、東地区のほうの分もできるということになれば、そちらのほうに対しての配送、そういったところを含めて、今、現

在検討中でございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

東地域にも、西地域から持っていくという形になるんですか。こちらのほうで、できないんですかね、東能勢小学校で作ってつってというようなことは。あと一点。今、幼稚園に運ぶということをおっしゃられましたけど、これね、結構慎重に考えてくださいね。過去において何回も言いました。

小学校にランチルームをつくるという際に、議員のほうから、幼稚園に運ぶことはできないのかと。

なぜ来てもらわないといけないんだつていうことを言った際に、教育委員会のほうはできないんです、運べないんですとはっきり言って、改築をして、光風台小学校に幼稚園児に来てもらって食べてもらうつていう経過があります。

今の説明だと、今度は中学生が来るから今度は運びます。というようなことをおっしゃってるんで、どういうね、事でそれができるようになったのかつていうところを、今は検討段階かもしれませんが、また、ちゃんとした説明なりをしていただけたらと思います。

できる範囲で、もしあればお聞かせください。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

はい、教育総務課、千歳です。

まず1点目、東能勢小学校でつって中学校に運ぶことができないかということなんですが、こちらに関しましては、東能勢小学校の給食室から東能勢中学校のほうに運ぶ際に、それが運び出せないという現状

にありましたので、今回デリバリー給食というような形でずっと続けているというような状態です。

そこが光風台小学校でつったものを、すいません、2点目なんですけれども、残念ながら小学校のほうでつったものを運ぶことは難しいというところが今まで御説明していたところです。

で、今回ひかり幼稚園のほうに配送ということなんですが、敷地内で、距離は近いといえども、衛生上の関係から、やはり配送業者に頼まないといけない、こういう状況というのがございます。

で、つって配送業者に頼んで、届けてもらうということになるのであれば、東地区のほうにも配送ができないか、そういったところが考えとして上がってきまして、検討を今進めているという状況でございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

まだ検討段階だからいいんですけど、以前ランチルームをつつたときに、もう、この議論つてかなりしたんですよ。わざわざお金かけて小学校につていうのではなくて、配送つていうところをできないのかつて言ったときに。今、配送業者に頼むという選択は、教育委員会のほうから多分出てないと思います。

そういった中で今だとできるような感じ、それならばできるつていうふうな形を言われてるんで、できるんなら、そういう選択もあるのかなとは思いますが、やはりねその場その場で、何年か前の議事録、繰ってもらったらいいいと思いますけど、その答弁と、やはり整合性というものはつていただきたい。

それで違うのであれば、こういう状況で
っていうことで説明していただけたらいい
ですけど、やはりその場の目的を達するた
めに、そういうような、ちょっと若干ニュ
アンスが違うような言われ方をするって
いうのは避けていただきたいと思いき
最終結論のほう楽しみにしていますけど
も、慎重に検討して頂けたらと思います。

○委員長（高尾靖子君）

答弁よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい。

ほかに。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永並委員の質問に引き続いてですけど、
当初4年間の業務委託が、2年間に減った
わけなんですけど、これ、減ることによ
って、業務委託の仕様書に書いているか
どうかかわりませんが、業者に対しての
違約金が発生するのかどうか、この点に
ついてだけちょっとお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

千歳教育総務課長。

○教育総務課長（千歳あや乃君）

教育総務課、千歳です。

現在の契約につきましては令和4年度ま
でするので、今回、債務負担行為の変更
で出させていただいているのは、これか
ら契約を結ぶ内容になっておりますので、
そういった点から、契約違反とか、そう
いったことにはならないということにな
っております。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

はい。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに
賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員であります。

よって、第55号議案は原案のとおり可決
されました。

次に行きます。

第56号議案、令和4年度豊能町国民健康
保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の
件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第56号議案、令和4年度豊能町国民健康
保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の
件について説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。

令和4年度豊能町国民健康保険特別会計
事業勘定補正予算（第2回）でございます。

座って説明させていただきます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出
予算の総額にそれぞれ4,076万9,000円を増
額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出
それぞれ28億6,976万1,000円とする
ものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正
内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正は、主に保険給付費等の実績
に応じた経費の増額と、保険料軽減に係る
繰入金による財源調整でございます。

初めに、歳出について説明いたします。

10ページを御覧ください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費の人件費事業でございますが、人件費436万3,000円でございます。

こちらは、4月の人事異動に伴う人件費及び時間外勤務が、当初の見込みを上回ったことによる手当の増額でございます。

11ページを御覧ください。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目5.審査支払手数料の40万円、また、項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費の3,400万円は、それぞれ保険給付に係る費用が当初の予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

13ページを御覧ください。

款5.保健事業費、項2.保健事業費、目1.保健衛生普及費の19万5,000円は、人間ドックの補助にかかる費用が、当初の予算を上回る見込みであるためこれを増額するものです。

14ページを御覧ください。

款9.予備費、項1.予備費の181万1,000円は、歳入における保険基盤安定繰入金の保険者支援分の増額分を財源として増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

下段の款5.府支出金、項1.府補助金、目2.保険給付費等交付金の3,459万5,000円は、先ほど歳出で申し上げました、保険給付費及び保健事業費の増額に要する費用について、大阪府から交付される普通交付金でございます。

9ページを御覧ください。

款6.繰入金、項1.他会計繰入金、目1.一般会計繰入金の1.保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)473万5,000円は、保険料の軽減に要する費用について、国、府、町の

負担分である繰入金を増額するものでございます。

また、節6.未就学児均等割保険料繰入金、1万8,000円は、今年度から実施されております保険料の未就学児均等割軽減につきまして、同様に、国、府、町の負担分である繰入金を増額するものです。

戻りまして、8ページ上段の款1.国民健康保険料、項1.国民健康保険料、目1.一般被保険者国民健康保険料のマイナス475万3,000円は、先ほど説明いたしました保険料軽減等に係る繰入金との財源調整として、減額するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(高尾靖子君)

はい、ありがとうございます。

それではこれより本件に対する質疑を行います。

○委員長(高尾靖子君)

はい、永谷委員。

○委員(永谷幸弘君)

11ページなんですけど、審査支払手数料支払事業とその下の一般被保険者高額療養費給付事業、当初上回るものという説明だったんですけど、当初はどれぐらいで設定されて、それが上回ったということで補正なんですけどその辺のところをよろしくお願ひします。

○委員長(高尾靖子君)

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

はい、保険課、岡本です。

まず、審査支払手数料につきましては、当初の予算額が411万円ございました。

審査件数が増えたことによるものになりますが、40万円の増額をしまして、補正後は451万円という見込みとさせていただいて

おります。

高額療養費につきましては、当初は、2億2523万4,000円の計上をさせていただいておりましたが、このたび、3,400万円の増額をさせていただいて、補正後は、2億5,923万4,000円と、見込んでおります。

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

金額を聞いたんですけど、これは人、人数で、予算というかそれはされてないのか。前年度の要するに実績をもとに、されているのか、その点についてお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

委員の質問でございます。

高額療養費、並びに普通の一般、この療養費にかかる、医療費にかかるものなんですけれども、なかなか読みにくいところがございます。まして、高額療養費につきましても、ある一定の金額より超えた分については高額療養費ということになりますので、なかなかちょっと積算のほうは難しくなっています。

ざっと、数字だけの感じでいきますと、ちょっと15%のほうをアップしてるのかなというふうに見込んでおりますので、実際問題は今までの給付した実績に伴いまして、今までの積み上げの数字がございますのでそれに伴いまして、ある程度これぐらい必要なのかなという積算の数字でございます。

以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

ほかにございませんか。

1点ちょっとお聞きいたします。

13ページの人間ドックに関して、どれぐ

らいの人数を予定されているのか、これまでの受診された方は何名ぐらいおられるのか、お聞きします。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

少々お待ちください。

令和4年度、今年度の11月受付分までの人間ドックの件数は69件でございます。

これは、過去の件数の、もうほぼ年額に達しておりますので、不足することが予想されまして、今回15人分を増額させていただきたいと思っております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

これで、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論なし。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

全員挙手であります。

よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第57号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第57号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件について説明させていただきます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和4年度、豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第1回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ320万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,246万8,000円とするものです。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加でございます。

5ページを御覧ください。

第2表にありますとおり、医療用機械器具管理事業について、債務負担行為を追加するものです。

これはオンライン資格確認システムを整備するにあたり、これを連携している電子カルテシステムの使用料等に追加の費用が発生することによるものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正は、主に電気料金の値上げや、オンライン資格確認システム導入に係る経費についてのものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

9ページを御覧ください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費の人件費事業でございますが、これは、新型コロナワクチン接種が、当初は、9月までの予定であったものが、年度末までと延長されたことによる体制整備に係る経費及び医師の代診が必要となった場合の報酬等の補正でございます。

項1.総務管理費、目1.一般管理費の2.診療所管理運営事業40万5,000円は、市場燃料価格高騰の影響により、電気料金が改定

されたことによる光熱水料費の増額です。

款2.医業費、項1.医業費、目3.医療用機械器具費の136万1,000円は、マイナンバーカードの保険証利用に係るオンライン資格確認システムを導入し、また、これを連携する電子カルテシステムを改修する業務に要する費用です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款1.診療収入、項2.その他の診療報酬、目1.諸検査等収入の144万2,000円は、新型コロナワクチン接種に係る収入の増額でございます。

款4.繰入金、項1.繰入金の176万6,000円は、先ほど歳出で説明しました、電気料金の増額とオンライン資格確認システムに係る経費を賄うための繰入金です。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長(高尾靖子君)

ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

はい、小寺委員。

○委員(小寺正人君)

説明ありましたオンライン資格確認システム、これはあれですよ、初めのほうにあったマイナンバー、これを使うための準備かな。これはまだ始まってないよね。

○委員長(高尾靖子君)

岡本保険課長。

○保険課長(岡本めぐみ君)

保険課、岡本です。

マイナンバーカード、このカードを被保険者証として利用するという登録をしますと、マイナンバーカードを被保険者証として、利用することができます。

この仕組みについてはもう既に稼働しておりまして、現在国のほうが、各医療機関

に対して、それを読み取るためのカードリーダー等のシステムを、本年度中に導入するようということが言われておりまして、今回その整備をするものでございます。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

マイナンバーカード、それを保険証のかわりに使うと、それを登録してくれたら、確か7,500円、ポイントであげますよという、それやね。

○委員長（高尾靖子君）

石井住民人権課長。

○住民人権課長（石井慎子君）

住民人権課、石井です。

それは今の国のキャンペーンになっておりまして、マイナポイントの事業です。保険証のひも付けは、保険証のひも付けとして制度が成り立っておりまして、それをした特典として、7,500ポイント、キャッシュレス等々のポイントとして、登録された方にお渡ししようという事業になっております。

○委員長（高尾靖子君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

システムはもう走っているねんね。

動いているねんね。動いてない。

○委員長（高尾靖子君）

はい、石井住民人権課長。

○住民人権課長（石井慎子君）

はい、マイナポイントの事業の仕組みについては、もう去年新規取得の人とか、条件3つほどあるんですけども、既に始まっておりますし、もうポイント受け取ってもらってる方、おられます。

○委員長（高尾靖子君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

全員挙手であります。

よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次にいきます。

第58号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

保険課、岡本です。

第58号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明させていただきます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億17万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,633万6,000円とするものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして説明申し上げます。

初めに、歳出について説明いたします。

11ページを御覧ください。

款1.総務費、項5.計画作成等委員会費、

目 1. 計画作成等委員会費の37万2,000円は、令和5年度の介護保険事業計画策定に向けて実施するアンケート調査のうち、要介護認定者等を対象とする在宅介護実態調査を郵送により実施するための郵送料です。

13ページを御覧ください。

款 5. 基金積立金、項 1. 基金積立金の9,929万円は、令和3年度の介護保険料余剰分を基金に積み立てるものです。

失礼しました。

ちょっと人件費のほうが抜けておりました。

11ページを御覧ください。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費の人件費事業、33万円及び、12ページの、款 4. 地域支援事業費、項 3. 包括的支援事業費・任意事業費、目 1. 包括的支援事業費の18万円につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳入について説明いたします。

9ページを御覧ください。

下段の表になりますが、款 6. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 4. その他一般会計繰入金、節 2. 事務費繰入金の37万2,000円は、先ほど歳出で説明いたしました介護保険事業計画の策定に向けたアンケート調査にかかる費用の財源とするものです。

10ページを御覧ください。

款 8. 繰越金、項 1. 繰越金の9,929万円は、令和3年度決算における繰越金で、歳出で説明しました基金積立ての財源とするものです。

戻りまして、8ページの款 1. 保険料から9ページの款 6. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 4. その他一般会計繰入金の1. 職員給与費等繰入金の各項目は、先ほど歳出で説明申し上げました、人件費に係る補正に伴い、財源振替を行うものです。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、ありがとうございます。

これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

繰越金のところで、9,929万円、これが余りましたよということやから、これは3月31日現在の決算やね。

ですよね。

それで、3月31日現在の基金やな、介護保険の基金はいくらになりますか。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

まず繰越金の額ですが、これはその3年度の会計が令和4年の5月31日まで、出納整理期間を含めまして5月31日で確定いたしますので、その時点で繰り越した金額でございます。

また、基金の積立額でございますが、基金の積立額は、今回補正をお認めいただいて積立てを行いますと、今年度末の残高は8億3,929万8,000円でございます。

（発言する者あり）

○委員長（高尾靖子君）

ちょっと手を挙げてくださいますか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

去年度のあれよね、今言うてんのはね。

だから去年度と言うと、令和4年3月31日やから。

いうことになるわね。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

委員、御質問の件なんですけれどもこれは役所全般的に申し上げまして、一般会計であっても特別会計であっても同じだと思うんです。企業会計は違うかなと思うんですが。役所のルールといたしまして、当然おっしゃっていただいていますように、令和3年度の繰越しということになるんですけども、役所には先ほど岡本課長が申し上げましたとおり、出納整理期間というのがございまして、3月31日を超した後です、出入りが、お金がありまして、最終的に5月の31日までの分について、最終的に見て、それをもって3年度の決算ということにしてございます。

今回御報告させていただきましたのは、出納整理期間を経まして、9月に御説明申し上げました決算も踏まえまして最終的に、金額が確定いたしましたので、繰越しさせていただくという形になってございます。

以上です。

○委員長（高尾靖子君）

はい。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

話ししています基金、で、どうなったのって話ですよ。

○委員長（高尾靖子君）

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

保健福祉部の小森でございます。

ですので先ほど繰越額が出ましたので、この額を基金に積立てをさせていただくということになってございます。

残高につきましては、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

○委員長（高尾靖子君）

小寺委員よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（高尾靖子君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

先ほど基金の合計は約8億4,000万円。これ2025問題とかに対処するというで聞いているんですけど、ほぼ、約8億4,000万です。

これ、まだずっと積立でというか、繰越しされているんですね。いつまでされて、いつの段階で何かを考えるかという、その辺のプランニング的なものは、現実的に持っているかどうか、お願いいたします。

○委員長（高尾靖子君）

はい、岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

基金の残高につきましては、当初の予定を上回るスピードでちょっと残高が積み上がっているというのが現状でございます。

介護保険の現行の第8期事業計画におきまして、この時点で基金を一部取崩して活用するという計画を立てておりましたが、コロナ禍などの影響もあり、保険給付費が計画値ほど伸びなかったということがございまして、保険料の余剰分が結果的に大きくなってしまっている状態です。

一方で、コロナ禍だけでなく物価高騰もあり、まだ介護保険事業計画、後もう1年あるんですけども、そこまで含めましても、計画どおりの保険給付の伸びというのは、恐らく、そうならないだろうということもございまして。

被保険者への生活というのは負担が大きくなっている状況もありますので、今後、また、さらに保険料負担を軽減できますように基金を活用していきたいと思っております。

来年度、第9期計画の策定年度となっておりますので、このときには、基金の取崩しについては、これまで以上に思い切った

内容で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

基金が貯まると崩せって議論がすぐ出てくるんですけど、個人的には僕、40代になってもう介護保険とられて、この年齢から介護ってというような感じの意識ではいたんですよね。

今後の日本の人口を見ると、どんどん少子化が進むって状況を考えると、もう基金はもうひたすら将来のために貯めてほしいというのが個人的な意見なんで、そこら辺も、そういう意見があるよということも頭に入れて基金の運用をしていただけたらなど。事業をして介護の何かサービスを提供するとか、そういうのは分かるんですけど、何か保険料で還元するっていうのは、もう一気に基金減少してしまうと思うんでそこら辺はちょっと慎重に考えていただけたらと思います。

○委員長（高尾靖子君）

岡本保険課長。

○保険課長（岡本めぐみ君）

はい、保険課、岡本です。

現行の事業計画におきまして、将来的な基金の取崩しの計画というのを、粗い計画ですけれども立てております。

今回、その内容、第8期で既に基金を取り崩す予定だったのが、取り崩さなくて済んでしまい、またさらに積み上げ高が高くなっているという現状もありますので、それも、その辺りで、取崩しについては考えていきたいと思っております。

また、この将来的な介護給付費の伸びというのは、全国的なことでもありますので、国のほうでも、その状況に応じてある程度制度の改正などを使いながら、調整される

部分もございますので、それも見合せて、なるべくいいバランスで、取崩しがしていけたらというふうに考えております。

○委員長（高尾靖子君）

ほか質疑は、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（高尾靖子君）

挙手全員です。

よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間の討議を行う事項は、何かございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

すいません昼も過ぎているのに。今朝、町長がフェイスブックに投稿されていた問題なんですが、内容は間違っていたということで削除してもらいましたが、この委員会でも町長がいないということは、正直異常なことなんですね。

病気だから仕方ないということで住民サービスの停滞を防ぐために委員会は開催はしておりますが、議会運営委員会の中でも、一般質問の日程をいつするかということでもめて、今の状況は町長の容体次第では、1月にまた別の何かをつくらないといけないとか様々な議論をしているような状況なん

ですね。

にもかかわらず、何かフェイスブックに投稿すると。町のホームページならいざ知らず、フェイスブックで投稿してしまうというふうな事を見ると、いや議会に来てよって言いたくなるわけですね。やはり、全くもってこちらとしては理解できない、自治体のトップが、議会を欠席するということがそれも年2回目ですからね、1年間の中で、それが日本全国でどれだけあるか、ほぼないわけですよ。

本当に深刻な癌などで、もう療養しないといけないというような病ならいざ知らず、そうではないのであれば、健康管理というのも仕事の一環かなというふうに、感じるわけですね。

それで、やはりこういう委員会が終わってそういう状況でこういう委員会を開催しているわけですから、やはり最後に、今の状況というのは、毎回、報告はしていただきたい。病気の方にね今どんな状況ですかって聞きにくいとは思いますが町長のほうから、普通であれば、連絡入れるのは普通だと思えるんですが、今の状況というのはどうなってるのかは最後にお聞かせいただけますか。

○委員長（高尾靖子君）

はい、川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

まさに今回フェイスブックの点、私も正直驚きました。

もう直ちに、塩川町長のほうに連絡させていただきまして削除をさせていただくということをさせていただいております。

状況でございますけれども、今、7日の議会運営委員会におきましては、当然のことながら絶対安静ということで絶食ですね、それと抗生剤による点滴治療ということで私のほうから御報告申し上げたと思います。

今の状況ですが、ちょっと週末からはこの点滴のほうが無くなりまして、三分粥といういわゆる食事のほうに移る予定だというふうに今聞いておるという状況でございます。入院には変わらないという状況でございます。特にこの段、診断書、7日の際にも議会運営委員会で御報告申し上げた2週間程度、約2週間程度の入院ということには今のところ変わりはないというふうに聞いております。

私からの報告は以上でございます。

○委員長（高尾靖子君）

管野議長。

○議長（管野 英美子君）

昨夜から三分粥じゃないんですか。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

ちょっと今、手元に資料がないので。その三分粥という情報は、昨日入ってきておりますので。ちょっと待ってください。もしかしたら昨夜からかもしれません。今手元に情報をちょっと持っていなかったもので、申し訳ございません。三分粥になるという話は聞いております。

申し訳ございません。正確な情報は、私が手元に資料がないものなので、今ちょっと申し上げたということで、お許しいただきたいと思います。

○委員長（高尾靖子君）

管野議長。

○議長（管野 英美子君）

朝5時に起きて、お友達のフェイスブックが入ってくるので、だぁっと見て、今日、夜から三分粥になりましたと、書いてあるわけですよ。

今日はまだ報告を受けてないからっていうことなんですか。

いろいろ間違ったことも書かれてあって、

私すごく残念だったんですね、過去4年前に、ハイエナって反維新の人に言われて。

呼んで注意して、でも世界配信なんですよ。フェイスブックね。副町長に言っても仕方がないけれども、やっぱりそここのところ、私が先に三分粥って知っている。しかも私には電話がないんです。1回も。議会は議長が開くっていうこともわかってらっしゃらないんで、とても残念に思いました。また、状況をお知らせください。

○委員長（高尾靖子君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

本日は福祉教育常任委員会がございましたので、ちょっと朝連絡がとれなくて、早急にちょっとすぐフェイスブックの件だけを先にお伝えさせていただきましたので、また今後状況のほうはまた確認をさせていただきたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○委員長（高尾靖子君）

ほかに、吉田委員。

○委員（吉田正子君）

福祉教育で、視察について。

○委員長（高尾靖子君）

今、吉田委員から、視察について提案がありました。皆さんどうのお考えがありましたら、言ってください。

私自身、視察はしたいと思っております。

前回は視察をしますということをお伝えしておりますけれども、まだこの時期、ちょっと様子を見たほうがいいんじゃないかなと思って。行き先はまだ決めておりませんのでね、もうちょっと余裕を持って、皆さんとお話ししながら、決定していきたいなと思います。

その中で、先進的な、豊能町にとってプラスになるいいところがあれば、ぜひともまた提案していただきたいと思いますし、

その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

それではもうほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

以上で、本委員会を閉会したいと思ひます。

これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（高尾靖子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、副町長より挨拶がございませぬので、川村副町長、よろしくお願ひします。

○副町長（川村哲也君）

改めまして福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

先ほども冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本日、町長が入院ということでの欠席、改めて深くおわび申し上げます。

提案させていただいた議案につきましては、慎重な御審議をいただき、適切に御決定を賜り、誠にありがとうございます。

いただきました御意見等につきましては、真摯に受け止め、執行の際にしっかりと配慮し、注意を払ってまいりたいというふうにご覧でございます。

引き続き、本町に対する御支援、御協力をお願ひ申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

○委員長（高尾靖子君）

ありがとうございます。

これをもって令和4年豊能町議会12月定例会議、福祉教育常任委員会を閉会いたし

ます。

どうもお疲れさまでございました。

ありがとうございました。

午後0時15分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長